

ヒアリング結果のまとめと課題について

令和元年12月26日

- 比較的規模の大きい化学メーカーでは、例えば化学物質のリスクアセスメントについて、労働者の参画、プロセスや結果の見える化により効果を上げているような好事例がある。
- 中小企業では、以下のような状況もみられる。
 - ・ 人材不足、知識不足、経済的理由から、法令に基づく措置も含め、ばく露防止のために必要な最低限の措置もとられていない事業場も多い
 - ・ 経営基盤が脆弱な中小企業で対策を講じるためには、中小企業でも実行可能な制度や、経済的支援が必要
 - ・ 知識、ノウハウのない中小企業に対し、川上(化学メーカー)からの情報提供の強化や相談支援体制の整備が必要
- 企業規模の大小にかかわらず、リスクアセスメント結果に基づく措置は努力義務なので実施していないという状況や、リスクアセスメント結果に基づく措置について、工学的対策は経費負担が大きいと保護具で対応することが多いという状況がある。

(東京応化工業(株))

- * 化学物質のリスクアセスメントの実効性を上げるため、結果に基づく対策(工学的対策、管理的対策)ごとに、どの程度リスクを下げるか見える化に取り組んでいる
- * リスクアセスメントの担当者を作業員から専任し、また毎年変えて実施することで、様々な目で見えるようにしている
- * リスクアセスメントの結果は、労使が半々で参加する安全衛生委員会の協議事項となっており、対策の妥当性や予算確保についても、その中で協議する仕組みとなっている
- * 一方で、対策ごとリスクの低減効果について見える化を行っても、実際は工学的対策を講じられる場合は限られており、保護具等に頼っているのが実情
- * また、局排を設置していても、使用方法が適切でない場合などがあり、保護具がないとリスクが排除できないというのが現場の状況 など

(JEC連合)

- * 被害が出ていないのに、物質が化学物質規制の候補リストにあがると、対策を含め現場で混乱を招くことがある。
- * 化学物質管理、規制の検討プロセスを柔軟に見直せる体制とすべき。 など

(UAゼンセン)

- * リスクアセスメントは一応行われているが、十分ではない。リスクアセスメントというシステム自体が、企業にリスクを負わせるための口実になっているのではないか。
- * リスクの見積もりまでは行うが、低減措置は努力義務のため実施していないという実情もある。
- * リスクアセスメントの結果、リスク低減措置を施すことになったとしても、代替物質を見つけたり、設備を改善したりすることは中小企業では資金的に難しいため、優先順位の最も低い「個人保護具の着用」で対応することが多く、結局は、作業者にリスクを負わせているのではないか。
- * 化学物質管理の制度を職場で運用し、実効性を発揮させるためには、人材と資金を投入しなければならないが、大手企業に比べて中小企業はその経営資源が乏しく、その業務の負担は非常に大きく、中小企業でも対応可能な、現実的な制度への見直しが必要。
- * 化学物質への取組は企業規模で差があるのが実態だが、企業の経済的理由で、作業者へリスクを転嫁することは避けるべきであり、中小企業に対する補助制度があってもよいのではないか。
- * 中小企業にとっては、設備対策だけでなく、保護具を用意するのも大きな負担。
- * 小規模事業場では、例えば保護手袋が必要とされている化学物質も、適切に取り扱われていないところがあるというのが実態。 など

(全日本フレキソ製版工業組合)

- * 組合員外の印刷事業場での胆管がん問題の発生を契機に、工業組合においても技術研修等を開催。
- * 小規模事業場では、化学物質にばく露する場面があっても、化学物質に関する知識がなく、対策が必要という認識もなく、必要なばく露防止措置を講じていないところも多い。
- * 複数の代理店を介して化学物質を購入する時にSDSが交付されないことも多く、中小企業は化学物質について危険だという認識がないまま作業をしていることも多い。
- * ユーザーである中小企業は、化学物質に関する知識がほとんどないので、メーカー等に対して、化学物質を販売するときに、危険有害性や取扱い上の注意などを説明させるべきではないか。
- * 化学物質についてほとんど知識を持たない中小企業が相談できる先が必要ではないか。 など

<参考情報>

○労働安全衛生法の遵守状況(特殊健康診断、作業環境測定、リスクアセスメントの実施状況)

企業規模	特殊健康診断(実施率)		作業環境測定(実施率)		リスクアセスメント (実施率)
	有機溶剤	特定化学物質	有機溶剤	特定化学物質	
5,000人以上	92.3%	93.7%	97.7%	97.3%	61.6%
1,000～4,999人	96.5%	84.6%	95.8%	96.9%	65.7%
300～999人	94.2%	91.6%	95.6%	96.5%	59.5%
100～299人	84.7%	90.0%	90.4%	94.6%	59.6%
50～99人	87.9%	86.6%	84.3%	96.2%	53.8%
30～49人	74.5%	96.5%	74.7%	70.1%	39.6%
10～29人	74.4%	77.1%	63.3%	75.7%	30.4%

※出典:平成29年労働安全衛生調査(実態調査)、平成26年労働環境調査

○有害業務に従事する労働者の認識、教育等

企業規模	有害業務に従事 している認識が ある割合	有害業務に関する教育 又は説明を受けた経験 がある割合	SDSがどのような ものかを知ってい る割合	ラベルがどのよう なものかを知って いる割合
5,000人以上	73.4%	66.2%	76.7%	61.7%
1,000～4,999人	72.1%	59.7%	74.2%	58.3%
300～999人	74.4%	48.4%	65.7%	51.2%
100～299人	71.3%	55.9%	48.9%	41.1%
50～99人	56.4%	50.1%	39.8%	34.1%
30～49人	59.7%	40.5%	32.8%	28.3%
10～29人	52.5%	37.7%	35.6%	26.5%

※出典:平成26年労働環境調査

○平成29年の有害物等との接触による死傷者の事業場規模別発生数

事業場規模	件数 (A)	原因物質				事業場規模別 労働者数 (B)	発生率 A/B × 100
		特別規則 対象物質	SDS義務 対象物質	規制対象 外物質	不明		
5,000人以上	3			2	1	9,076,546	4.1 × 10 ⁻⁴
1,000～4,999人	9	5	1		3		
300～999人	25	8	3	8	6		
100～299人	65	10	16	22	17	7,919,750	8.2 × 10 ⁻⁴
50～99人	54	12	19	8	15	6,929,787	7.8 × 10 ⁻⁴
30～49人	65	11	17	14	23	6,087,793	10.7 × 10 ⁻⁴
10～29人	79	18	15	23	23	12,712,968	6.2 × 10 ⁻⁴
1～9人	64	10	19	17	18	10,208,334	6.3 × 10 ⁻⁴

※出典：労働者死傷病報告

※出典：平成26年経済センサス

○作業環境測定を行った事業場における管理3の割合

企業規模	管理3の割合	
	有機溶剤	特定化学物質
5,000人以上	6.6%	9.4%
1,000～4,999人	4.4%	4.7%
300～999人	4.9%	7.3%
100～299人	5.5%	5.6%
50～99人	4.1%	5.4%
30～49人	7.2%	3.0%
10～29人	4.1%	4.9%

※出典：平成26年労働環境調査

○管理濃度の引き下げ状況 (過去30年の間に管理濃度が引き下げられた物質数)

下げ幅	1/2 <	1/2	…	1/5	…	1/10	<1/10	計
1988 ～ 2003	0	4	0	1	1	1	0	7
2003 ～ 2018	7	10	7	4	1	5	2	35

(参考)企業規模別の企業数・労働者数

企業規模	企業数	労働者数
5,000人以上	592社	7,756,129人
1,000～4,999人	3,569社	7,155,515人
300～999人	13,301社	7,036,125人
100～299人	41,490社	7,199,163人
50～99人	61,311社	4,577,757人
30～49人	80,820社	3,379,087人
1～29人	380,636社	7,179,035人

※出典：平成26年経済センサス

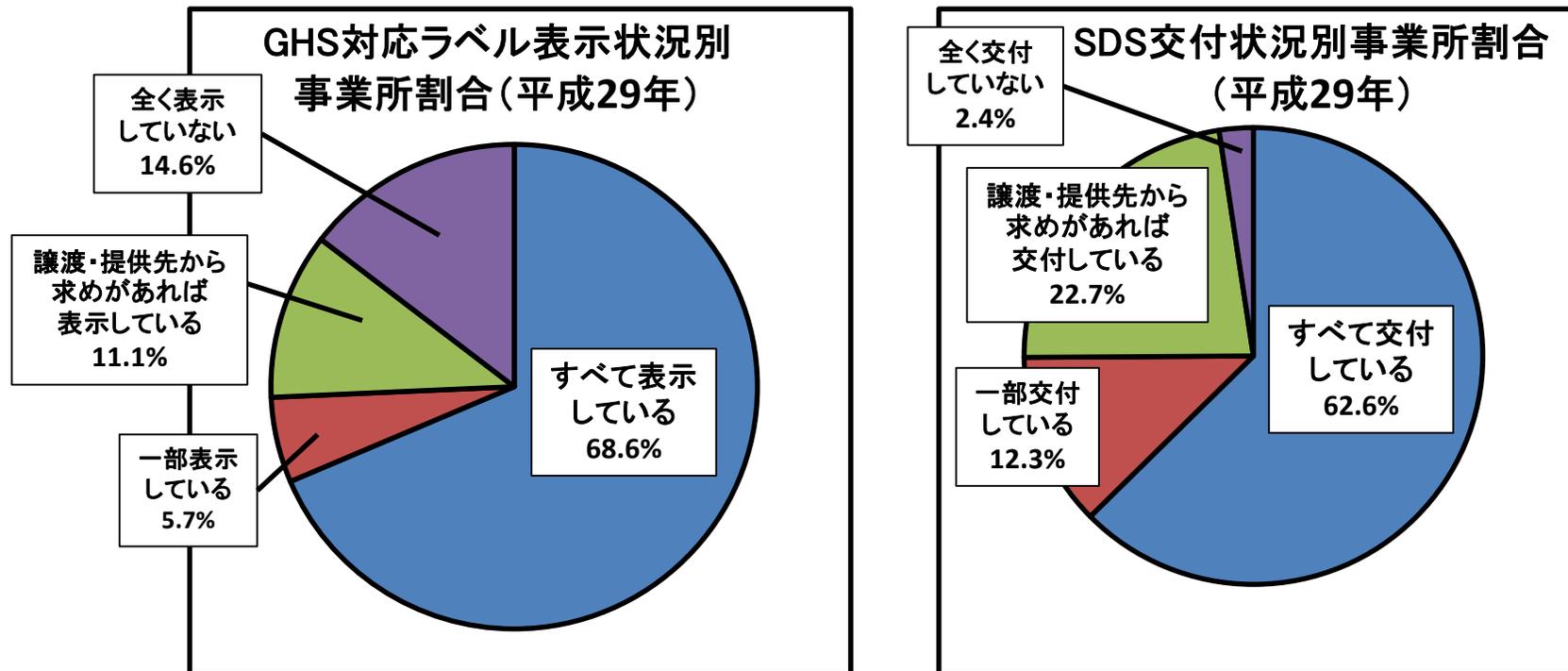
- ユーザーも含むサプライチェーン全体に向けて、化学物質によるリスクを最小化する取り組みや情報発信をするサイトの運営などが行われている。
- 会員事業者では、製品のSDSの発行に加えて、大手化学メーカーを中心に、供給する化学物質のばく露情報やリスク管理措置を含めた情報を安全性要約書として発信し、サプライチェーン全体で共有し、リスクを低減する取組が行われている。

(日本化学工業協会)

- * 化学品のライフサイクル全般にわたり「環境・健康・安全」を確保し、活動成果を公表して社会と対話を行い、継続的に改善するレスポンシブル・ケア活動に取り組んでいる。
- * WSSD等に基づき、リスクベースの管理を基本に、サプライチェーン全体でリスク低減を目指した化学物質管理に取り組んでいる。
- * サプライチェーン全体でリスクの最小化を目指すには、リスクに関する情報が共有されることが大切であり、そのためにGPS/JIPS安全性要約書(ばく露情報、リスク管理措置を重点的に加えたもの)を作成し、公表している。 ※2019年6月時点で、約40社が約500件(約230物質)の安全性要約書を公表している。
- * 化学物質評価支援ポータルサイト(JCIA BIGDr)を、協会内外のサプライチェーン全体を対象に運営しており、化学物質の有害性情報、法規制情報が検索できる機能や、リスク評価を支援するツールなどの化学物質管理に関する様々な情報を提供している(安全性要約書もこのサイトで公表している)。
- * 化学物質のリスク管理に関する、研修会、セミナー等の開催、職場の安全確保に取り組んでいる。 など

<参考情報>

○ラベル表示・SDS交付の実施状況 (注) 安衛法でラベル表示・SDS交付義務がある物質以外も含めた全ての危険・有害な化学物質に関するラベル表示・SDS交付の状況



出典:平成29年「労働安全衛生調査(実態調査)」

○ラベル表示・SDS交付を行っていない理由

	ラベル表示	SDS交付
譲渡・提供先から要望がないため	41.8%	66.8%
表示／交付制度について知らないため	47.2%	24.2%
費用がかかるため	0.1%	2.0%
表示方法／SDS作成方法がわからないため	2.6%	—
不明	8.1%	7.0%

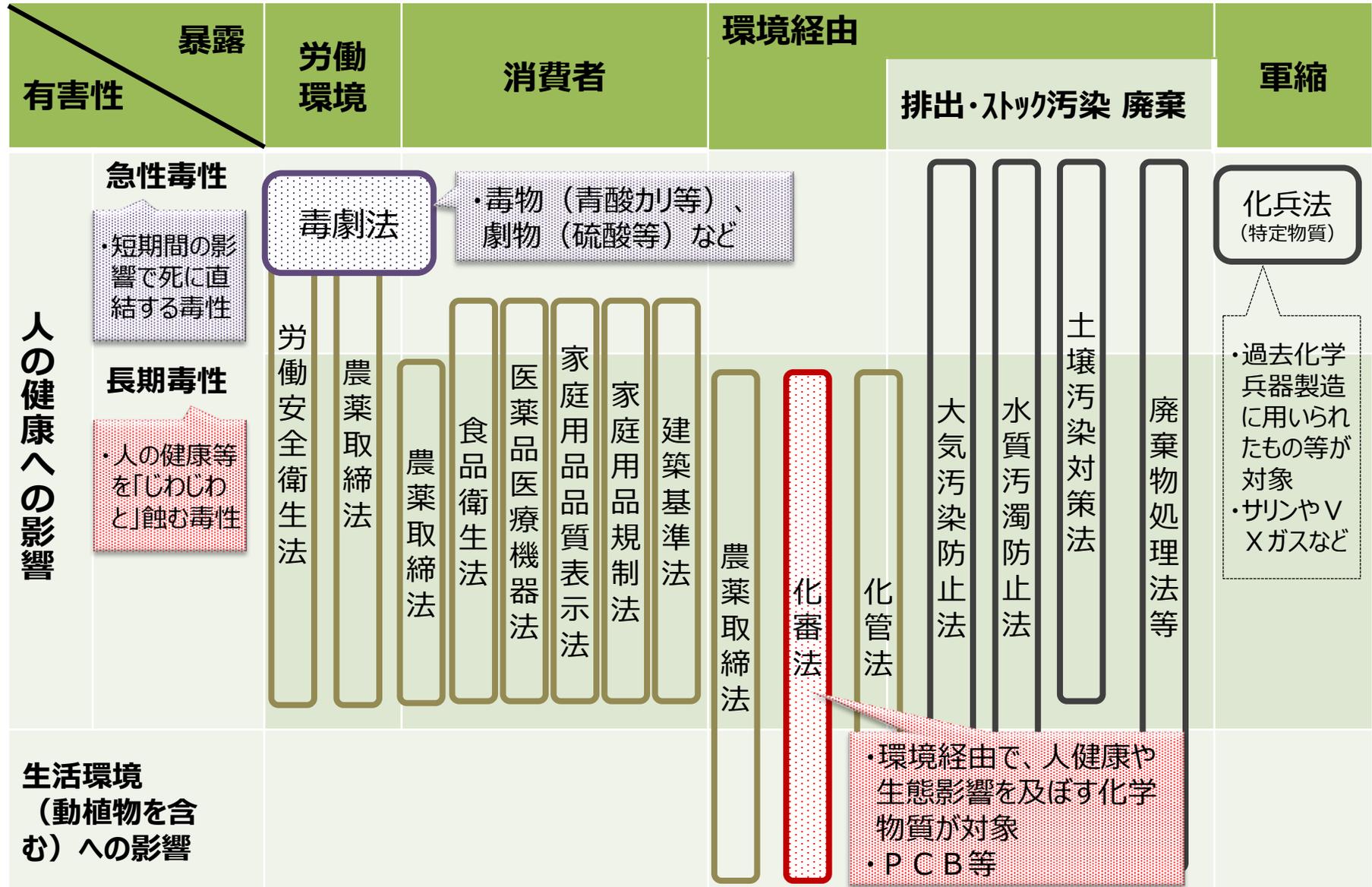
出典:平成29年「労働安全衛生調査(実態調査)」

- 環境汚染防止の領域(化審法)では、化学物質ごとの製造・輸入量、用途等を把握し、有害性と掛け合わせ、リスクベースの評価を行う仕組みが確立されている。
- 環境汚染防止と労働災害防止の分野で、情報の共有化などは進んでいない。

(経済産業省)

- * 人の健康を損なうおそれ又は動植物の生息・生育に支障を及ぼすおそれがある化学物質による環境の汚染を防止することを目的に、化審法では以下の規制。
 - ・ 新規化学物質の事前審査
 - ・ 上市後の化学物質の継続的な管理措置(製造・輸入数量の把握(事後届出)、有害性情報の報告等に基づくリスク評価)
 - ・ 化学物質の性状等(分解性、蓄積性、毒性、環境中での残留状況)に応じた規制及び措置(「第一種特定化学物質」等に指定、製造・輸入数量の把握、有害性調査指示、製造・輸入許可、使用制限等)
- * 化審法は、平成21年改正により、化学物質の「有害性(ハザード)」のみに着目した規制体系から、人及び動植物へどれだけ影響を与える可能性があるかの「環境排出量(ばく露量)」を加味した、「リスク」ベースの評価体系になった。
- * 一般化学物質及び優先評価化学物質について、年間1トン以上製造・輸入した事業者に対し、製造・輸入量、用途別の出荷量の届出を義務付け、その情報やPRTR情報、モニタリング情報、国が自ら収集した有害性情報等をもとに、推定排出量(ばく露)と有害性の強さ(ハザード)によるスクリーニング評価又はリスク評価を実施。
 - ※平成29年度実績で、一般6,737物質、優先180物質の製造輸入量がHPから公表されている
 - ※用途として多いのは、①燃料・燃料添加剤、②中間物、③プラスチック・プラスチック添加剤・プラスチック加工助剤
- * 化審法の情報を共有して労働災害防止に活用するという体制にはなっていない。

各種化学物質管理法令の位置づけ



- 米国では、ばく露限界値の範囲内での管理が求められる。
- ばく露限界値が設定されていない化学物質についても、法令により管理が求められている。
- 米国では、化学物質を取り扱う作業について、労働者が危険性を認識していることを担保すること(ハザードコミュニケーション)に重点が置かれ、通報制度も整備されている。
- 米国では、労働者を化学物質へのばく露から保護する最終手段である呼吸用保護具について、厳格な選定・使用・管理等の仕組みが確立されている。また、医療従事者による評価とフィットテストも実施。
- 米国では、高い専門性を有するインダストリアル・ハイジニストが多数育成され、化学物質管理の仕組みの中に組み込まれ、対策の実効性が確保されている。

(JXTGエネルギー(株)持田氏)

- * 米国の労働安全衛生法令では、ばく露限界値以下の管理が求められる。また、ばく露限界値が設定されているもの以外についても、「雇用者は、事業所において、認識されているハザードを放置してはならない」という一般的規定で広く事業者には義務をかけている。さらに、屋内屋外にかかわらず規制対象となっている。
- * 米国では、安全衛生対策について、ハザードコミュニケーションが重要と位置づけられており、法令により、労働者が自ら取り扱う化学物質の危険・有害性について理解していることが求められる(有害な物質であるにも関わらず、事業者がその有害性を労働者に伝えないまま使用させることはできない。労働者がOSHAに通報する仕組みも確立されており、ハザードコミュニケーションに係る違反が、安全衛生法令違反の中では2番目に多い)。
- * 米国では、労働者をばく露から守る最終手段であるマスクについては、呼吸用保護具の選定、医療従事者による評価、フィットテスト等が法令で具体的に定められているなど厳格な管理が行われている(保護具の着用についての医師の検査やフィットテストが行われていないことについての違反が、安全衛生法令違反の中では4番目に多い)。
- * 米国では、呼吸用保護具についても厳格な管理が求められるため、ばく露防止措置の手段として、局排の設置等の工学的対策と比べて必ずしも長期的に安価な手段ではない場合がある。
- * 米国では、インダストリアル・ハイジニストが化学物質管理の中心を担っており(安衛法令でも位置づけられている)、1.5~2万人が活動している(大企業は直接雇用し、中小企業は外部コンサルタントとして利用)。 など

ヒアリング結果から見えてきた課題など(案)

- 最低限の措置の実施すら行われていない中小企業が多くある実情を踏まえ、経営基盤が脆弱で、専門的知識・人材の不足する中小企業においても、労働者を危険・有害な化学物質へのばく露から守るための取組が行われるようにするためには、どのような仕組み、支援等が必要か。
- 未規制物質による胆管がん問題などが発生したが、依然として中小企業では労働者が化学物質にばく露する場面があっても、必要な対策を講じていないところも多いと指摘されている中、このような問題が、今後再び起こることのないようにするには、どのような仕組み、支援等が必要か。
- リスクアセスメントの結果に基づく措置も含めて、リスクアセスメントの実効性を高め、有効な化学物質へのばく露防止措置が講じられるようにするためには、どのような取組が必要か。
- 化学物質のユーザーである中小企業への支援も含め、サプライチェーンを通じて、適切な化学物質等の管理を促すようにするためには、どのような仕組み、支援等が必要か。
- 米国等の諸外国の制度・取組、他法令の取組なども参考に、日本においてより実効性の高い化学物質による労働災害防止のための仕組みを構築するには、どのような取組が必要か。 など

(参考資料)

検討会の趣旨・目的及び検討事項

※開催要綱より抜粋

1 趣旨・目的

現在、国内で輸入、製造、使用されている化学物質は数万種類に上るが、その中には危険性や有害性が不明な物質も少なくない。こうした中で、化学物質による労働災害(がんなどの遅発性疾病は除く。)は年間 450 件程度で推移し、法令による規制の対象となっていない物質による労働災害も頻発している状況にある。また、オルトトルイジンによる膀胱がん事案、MOCAによる膀胱がん事案、有機粉じんによる肺疾患の発生など、化学物質等による重大な職業性疾病も後を絶たない状況にある。

一方、国際的には、化学品の分類及び表示に関する世界調和システム(GHS)により、全ての危険・有害な化学物質について、ラベル表示や SDS 交付を行うことが国際ルールとなっており、欧州では REACH(Registration Evaluation Authorisation and Restriction of Chemicals)という仕組みにより、一定量以上の化学物質の輸入・製造については、全ての化学物質が届出対象となり、製造量、用途、有害性などのリスクに基づく管理が行われている。

こうしたことから、化学物質による労働災害を防ぐため、学識経験者、労使関係者による検討会を開催し、今後の職場における化学物質等の管理のあり方について検討することとする。

2 検討事項

- (1) 国によるリスク評価のあり方に関すること
- (2) 事業場における化学物質等による労働災害防止対策のあり方に関すること
- (3) ラベル表示・SDS交付等の危険有害性情報の伝達のあり方に関すること
- (4) 化学物質等の管理に係る人材育成のあり方に関すること
- (5) その他職場における化学物質等の管理のあり方に関すること

これまでの検討会で各委員から出された意見

※検討会議事録から事務局でまとめたもの

(1) 国によるリスク評価のあり方に関すること

- 化学物質のリスク評価は各省ばらばらでなく統一すべき
- 化審法の届出情報を共有して労災防止対策に活用できないか
- 他省庁、他法令との連携を促進し、企業の化学物質管理の負担を軽減すべき
- 日本は少数の物質に厳しい規制をかける一方、それ以外の物質には規制がないという点が欧米との大きな違い
- 日本は個別規制が基本であり、管理濃度のない物質については放置されているというのが実態

(2) 事業場における化学物質等による労働災害防止対策のあり方に関すること

- マスクの適切な選定、労働者教育、適切な使用を事業者に行わせる仕組み(法制化)が必要
- ばく露防止として重要となってきた手袋についての科学的知見の収集をお願いしたい
- 第1管理区分が継続していてばく露がない場合は特殊健診の回数を減らすなど、労使双方にとって合理的なものとするべき
- 発がん性物質については(健診データや作業記録を)30年保存させる仕組みがあるが、それをきちんと追いかける(職業がんの発生原因が本当にその物質だったのかを追跡する)仕組みを作るべき
- 発がん性物質を取り扱ったようなハイリスクグループの情報を生涯に亘って保存していけるような仕組みが必要ではないか
- リスクアセスメントの結果に基づく措置は努力義務のため実施していないという声もある
- リスクアセスメントをやっても局排等の工学的対策は経済的負担が重く、結局保護具に頼っているのが実態
- 作業環境測定結果の報告を義務付け、行政が管理1～管理3の分布を把握できるようにすべき

(3) ラベル表示・SDS交付等の危険有害性情報の伝達のあり方に関すること

- ラベル、SDSの対象を限定しないという考え方から取り入れるべき
- 川上から川下まで、できるだけ分かりやすく簡潔なルール付けが必要
- 中小企業が知らないうちに危険有害な物質を扱っているということもあるので、川上からの適切な情報伝達の仕組みが必要
- 化学物質の使用方法はユーザー側にしか分からない面もあり、川上のみの努力だけではできないこともあるので、国による支援も必要
- SDSを最新の情報にしておく仕組みが必要
- SDS記載事項を環境有害性が義務でないなど世界標準となっていないので、他省庁とも連携して見直すべき

(4) 化学物質等の管理に係る人材育成のあり方に関すること

- 世代交代などの影響もあり化学物質管理を担える人材が不足しており、しっかりと人材育成を行うべき
- リスクベースの規制に移行するのであれば、人材をしっかりと育成する必要がある
- インダストリアルハイジニストのような人材(資格者)をしっかりと育成し、企業側でも受け入れられ、社会的に活躍できる仕組みを構築すべき
- インダストリアルハイジニストが高い専門教育を受けて社会でもキャリア形成の道があり、高い報酬を得ている諸外国の状況に倣うべき
- インダストリアルハイジニストのようなルールができ、そういう方々が各企業で責任を持って、例えば許容濃度を管理する仕事をメインでやるようなスタイルにならないと、いつまで経っても今と同じ状態(労災が防止できない状態)が継続するのではないか
- 人材を社内人材として育成するべきか、外部サポート機能として育成するべきか、よく検討する必要がある
- 中小企業が社内で専門性のある人材を育成することは困難